

○愛西市総合計画審議会における公募委員の募集及び選考に関する要  
領

平成28年5月2日

訓令第87号

改正 令和2年3月26日訓令第33号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市総合計画審議会条例（平成17年愛西市条例第169号）第3条第2項第3号に規定する委員の募集及び選考について、必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、4人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 応募する年の4月1日現在において、満18歳以上である市内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 平日開催する愛西市総合計画審議会に出席できる見込みのある者
- (3) 市の審議会等の委員に委嘱、任命等されていない者
- (4) 市の議会議員及び職員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、市の広報紙及びウェブページに掲載して広く周知する。

2 募集の期間は、周知の日から1箇月程度とする。

3 応募者は、愛西市審議会等公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、募集期間内に企画政策部経営企画課窓口へ持参、郵送、ファックス又は電子メールで提出するものとする。

(審査会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、愛西市総合計画審議会公募委員選考審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、総務部長、市民協働部長、保険福祉部長、健康子ども部長、産業建設部長、教育部長、企画政策部長及び企画政策部経営企画課長をもって構成する。

3 審査会は、必要に応じ、副市長が招集する。

4 審査会の事務局は、企画政策部経営企画課に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、申込書に記載されている事項を別表の評価項目により評価し、候補者を選考する。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(申込書の取扱い)

第8条 申込書に記載されている個人情報は、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第33号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

評価項目	審査員1人当たりの配点	審査のポイント
応募資格	—	応募要件を満たしていないとき…失格
性別	3点	公募委員を除いた委員候補のうち少ないほうの性別に…3点

生年月日	3点	公募委員を除いた委員候補に 10歳区分に分けた同世代がないとき… 3点 10歳区分に分けた同世代が1人しかいないとき…1点	
年齢	3点	30歳未満…3点 40歳未満…2点 50歳未満…1点	
職業	3点	公務員…2点 公務員以外…3点	
応募理由	18点 (各項目6点)	意	愛西市総合計画の策定に対して意欲
		欲・熱	や熱意がとても感じられる…6点
		意	感じられる…4点
		論理	論理に一貫性があり、まとまっていて とてもわかりやすい…6点
			わかりやすい…4点
応募	応募理由が特に優れている…6点		
理由	優れている…4点		

- 1 審査会各委員は応募者の申込書類について審査する。
- 2 愛西市総合計画審議会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、上記表の評価項目に従い採点し、得点合計の上位の者の中から公募委員を選考する。
- 3 性別・生年月日・年齢・職業は審査のポイントに該当する場合に加点し、応募理由は審査のポイントを基準に各項目0点から6点までの7段階で採点する。
- 4 得点合計が同点の場合は、抽選し候補者の順位を決定する。

5 審査委員 8 人の得点合計が 1 2 0 点（満点 2 4 0 点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

別記様式（第4条関係）

愛西市審議会等公募委員申込書

年 月 日

1 審議会等の名称	愛西市総合計画審議会	
2 氏名 (ふりがな)		
3 住所	〒 ー	
4 電話番号		
5 生年月日・性別	年 月 日 (満 歳)	男・女
6 職業		
7 勤務先	(※市内に住所の無い方は記入してください) 名称 所在地	
8 応募理由		
9 現在、愛西市の他の審議会等の委員に就任・応募していますか	1 応募している 2 就任・応募していない (以下に審議会等の名称を記入)  (※現在、愛西市の他の審議会等の委員に就任している方は応募できません)	

別記様式（第4条関係）